

札幌圏都市計画
土地区画整理事業の変更(案)
(市決定)

太平土地区画整理事業

令和3年11月
札幌市都市局市街地整備部

札幌圏都市計画土地区画整理事業の変更
(札幌市決定)

都市計画太平土地区画整理事業を次のように変更する。

名称		太平土地区画整理事業			
面積		約 35.8 h a			
公共施設の配置	道路	種別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・1・ 1	創成川通	
		幹線街路	3・2・ 27	東 15 丁目・屯田通	
		幹線街路	3・4・164	学田通	
		幹線街路	3・4・163	篠路公園通	
		幹線街路	3・4・165	太平中央通	
	上記の都市計画道路を幹線道路として、地区内外の連絡を図り、これらを基に地域に相応した区画道路（標準幅員 8 m）を適正に配置する。				
	公園及び緑地	公園の面積は施行区域面積の 3 パーセント以上を確保するものとし、誘致距離等を勘案して適正に配置する。			
その他の公共施設	準用河川学田川については事業に合わせて現位置で開渠として整備するが、都市計画道路 3・4・164 学田通を横断する部分については函渠として整備する。 上下水道は道路計画を基礎として適正に配置する。				
宅地の整備	J R 百合が原駅の周辺は、商業系の宅地を配置し、その他の区域については住宅地及び工業地としての良好な環境が保たれるよう配慮する。 街区の規模は、住宅地においては短辺 3 5 m、長辺 1 0 0 m を標準とし、その他についてもそれぞれの土地利用に合致するよう適正な街区の形成を図る。				
「施行区域は、計画図表示のとおり」					
理由：未施行区域では、すでに適切な土地利用がなされ、公共施設等の整備・改善が図られていることから、土地区画整理事業による一体的な施行の必要性がないと判断されるため、区域を変更し、未施行区域を土地区画整理事業の区域から除外する。					

計画書新旧対照表

新
札幌圏都市計画土地地区画整理事業の変更
(札幌市決定)

都市計画百合が原土地地区画整理事業を次のように変更する。

名称		太平土地地区画整理事業		
面積		約 35.8ha		
公共施設の配置	道路	種別	名 称	
		幹線街路	3・1・ 1 創成川通	
		幹線街路	3・2・ 27 東 15 丁目・屯田通	
		幹線街路	3・4・164 学田通	
		幹線街路	3・4・163 篠路公園通	
		幹線街路	3・4・165 太平中央通	
		上記の都市計画道路を幹線道路として地区内外の連絡を図り、これらを基に地域に相応した区画道路（標準幅員 8 m）を適正に配置する。		
公園・緑地	公園の面積は施行区域面積の 3 パーセント以上を確保するものとし、誘致距離等を勘案して適正に配置する。			
	その他の公共施設	準用河川学田川については事業に合わせて現位置で開渠として整備するが、都市計画道路 3・4・164 学田通を横断する部分については函渠として整備する。 上下水道は道路計画を基礎として適正に配置する。		
宅地の整備		都市計画道路 3・1・1 創成川通（国道 231 号）及び都市計画道路 3・2・27 東 15 丁目・屯田通の沿線については沿道利用型及び商業系の宅地を配置し、その他の区域は、住宅地としての良好な環境が保たれるよう配慮する。 街区の規模は、住宅地においては短辺 35m、長辺 100m を標準とし、その他についてもそれぞれの土地利用に合致するよう適正な街区の形成を図る。		
「施行区域は、計画図表示のとおり」				
理由： <u>未施行区域では、すでに適切な土地利用がなされ、公共施設等の整備・改善が図られていることから、土地地区画整理事業による一体的な施行の必要性がないと判断されるため、区域を変更し、未施行区域を土地地区画整理事業の区域から除外する。</u>				

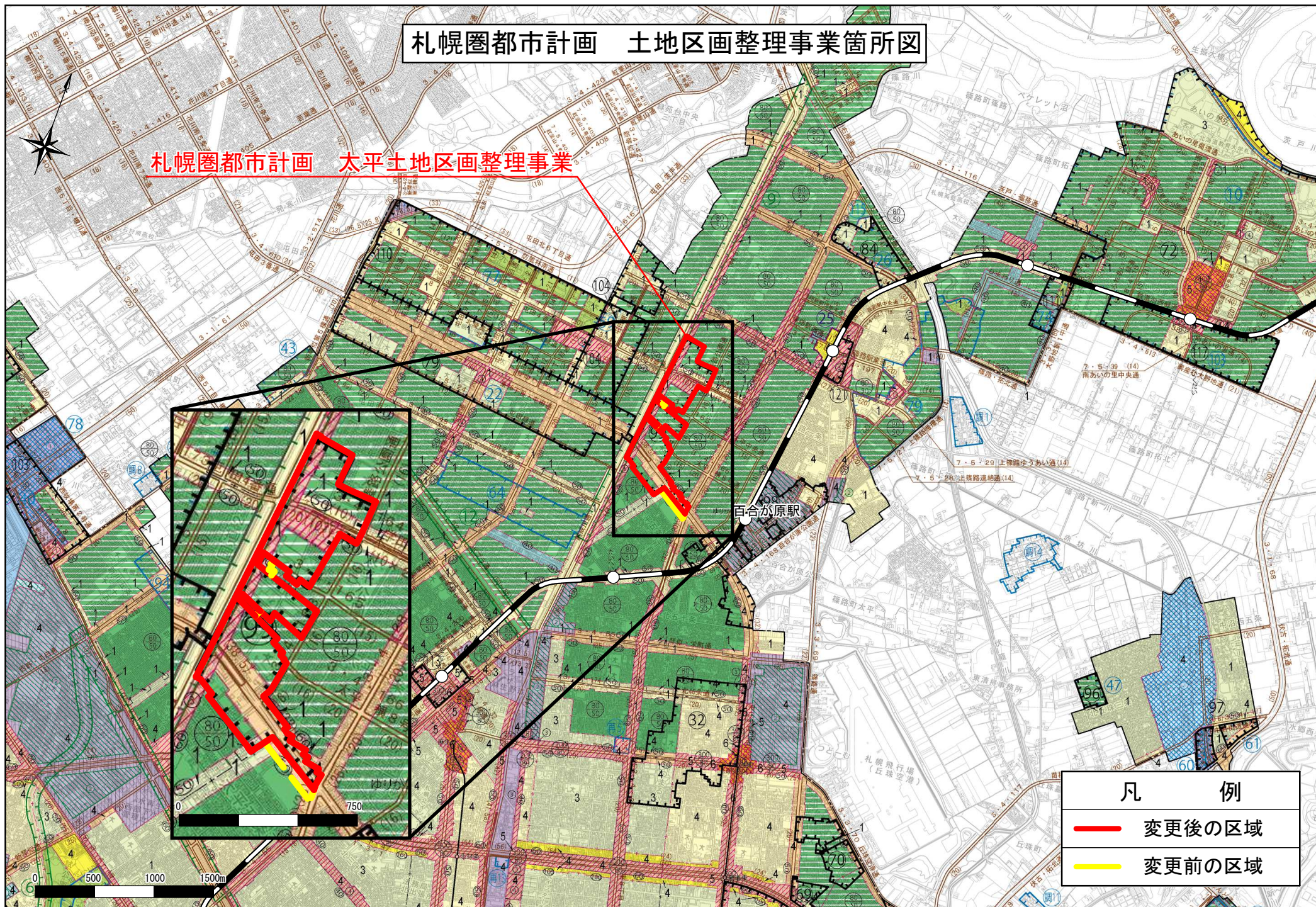
旧
札幌圏都市計画土地地区画整理事業の決定
(北海道知事決定)

都市計画百合が原土地地区画整理事業を次のように決定する。

名称		太平土地地区画整理事業	
面積		約 37.9ha	
公共施設の配置	道路	種別	名 称
		幹線街路	3・1・ 1 創成川通
		幹線街路	3・2・ 27 東 15 丁目・屯田通
		幹線街路	(仮称) 学田通
		幹線街路	(仮称) 篠路公園通
		幹線街路	(仮称) 太平中央通
	上記の都市計画道路を幹線道路として地区内外の連絡を図り、これらを基に地域に相応した区画道路（標準幅員 8 m）を適正に配置する。		
公園・緑地	公園の面積は施行区域面積の 3 パーセント以上を確保するものとし、誘致距離等を勘案して適正に配置する。		
その他の公共施設	準用河川学田川については事業に合わせて現位置で開渠として整備するが、都市計画道路（仮称）学田通を横断する部分については函渠として整備する。 上下水道は道路計画を基礎として適正に配置する。		
宅地の整備	都市計画道路 3・1・1 創成川通（国道 231 号）及び都市計画道路 3・2・27 東 15 丁目・屯田通の沿線については沿道利用型及び商業系の宅地を配置し、その他の区域は、住宅地としての良好な環境が保たれるよう配慮する。 街区の規模は、住宅地においては短辺 35m、長辺 100m を標準とし、その他についてもそれぞれの土地利用に合致するよう適正な街区の形成を図る。		
「施行区域は、計画図表示のとおり」			
理由：本地区は大半が農耕地として利用されているが、周辺の開発行為等の影響を受けて急速な市街化が予想されることから、土地地区画整理事業を実施することにより、公共施設の整備改善を図り、宅地の利用増進と環境の整備を進めるものである。			

札幌圏都市計画 土地区画整理事業箇所図

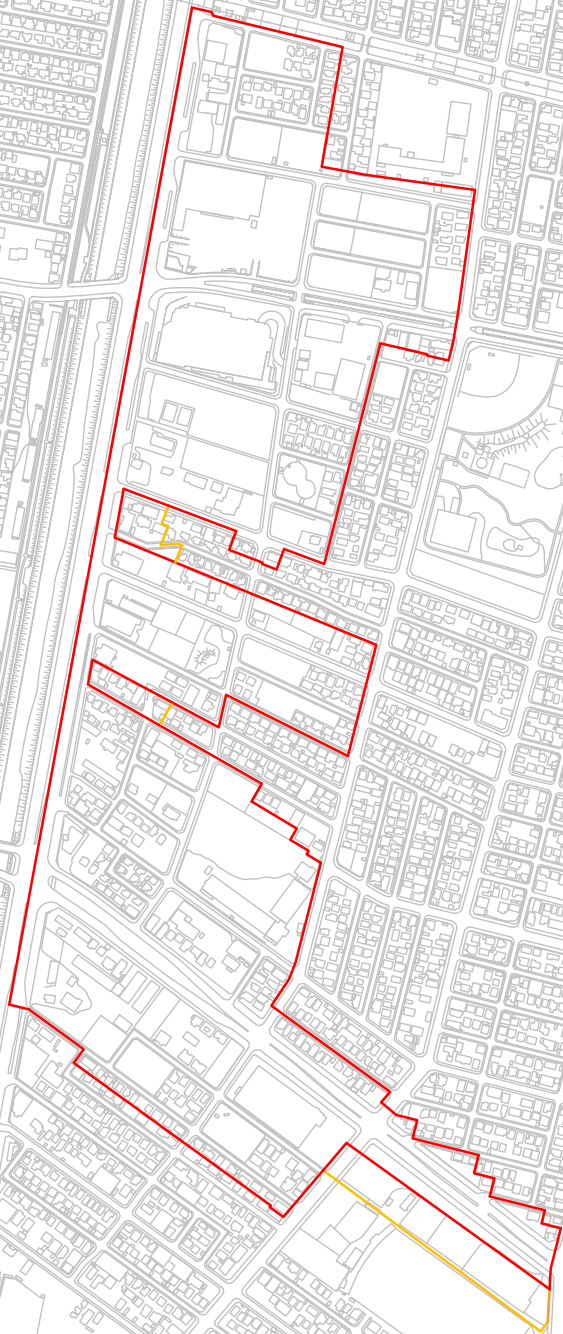
札幌圏都市計画 太平土地区画整理事業



札幌圏都市計画 太平土地区画整理事業 計画図



凡 例	
—	変更後の区域
—	変更前の区域



JR百合が原駅